

学校会計について

学校法人とは、私立学校法の定めに基づき私立学校を設置し、公益を目的として教育研究活動を行う法人です。企業とは異なり、利潤獲得が事業目的ではなく、公共性の高い教育研究活動を行うため、会計の目的や基準も企業会計とは異なります。企業会計は主に収益力を示すことが中心になりますが、学校法人会計の目的は教育・研究活動の安定性や財政状態の健全性を示すことになります。

具体的な会計基準は、私立学校振興助成法に基づき定められており、学校法人会計基準と呼ばれています。学校法人は、同基準に基づき日々、会計処理を行い、会計年度ごとに「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」等の決算書類の作成し、文部科学省に提出することが義務付けられています。



<企業会計との主な違い>

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利潤獲得のための経済活動
会計処理のルール	学校法人会計基準	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
決算書類	資金収支計算書	キャッシュ・フロー計算書
	活動区分資金収支計算書	
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表

<学校法人が作成する決算書類>

